

## 教育課程委員会規程

平成 25 年 3 月 25 日制定

### (設置)

第 1 条 会則第 30 条に基づき、本会に日本理科教育学会教育課程委員会（以下「委員会」という）を置く。

### (目的)

第 2 条 委員会は、本会における教育課程に関する研究の活性化を目的とする。

### (組織)

第 3 条 委員会は、委員長 1 名、副委員長 1 名、その他必要な委員等をもって組織する。

### (委員)

第 4 条 委員長は会長が指名し、理事会の議を経て、会長が委嘱する。

2. 副委員長及び委員等は正会員の中から、委員長の推薦により、理事会の議を経て会長が委嘱する。
3. 委員の任期は 2 会計年度とし、再任を妨げない。欠員を補充した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員会)

第 5 条 委員会は委員長が招集し、議長となる。

2. 委員長に事故あるときは、副委員長がその職務を行う。
3. 委員会は年度毎に事業報告を作成し、これを保存する。
4. 委員長が必要と認める時には、委員会に構成員以外の者の出席を求めることができる。

### (業務)

第 6 条 委員会は、第 2 条の目的達成のために次の業務を行う。

- 1) 会員による教育課程研究の活性化につながる調査・研究
- 2) 会員による教育課程研究の活性化につながる企画の立案・実施
- 3) その他必要な業務

### (改廃)

第 7 条 この規程の改廃は、理事会の承認を得なければならない。

附 則 この規程は、平成 25 年 3 月 25 日より施行する。